

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。



仕事はチームで行い、
休みやすい職場環境に！

仕事もって休む計画

年5日の年次有給休暇（年休）の
確実な取得が始まっています注）。

各企業では、
来年度の業務計画等の作成に当たり、
従業員の年休取得を十分考慮するとともに、
年休の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

注）個々の労働者については、2019年4月以降、新たに年休が付与された日（基準日）からの適用になります。
（年休が10日以上付与される方が対象です。）

【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する
取組（キッズウィーク）が平成30年度からスタートしています。
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！

